

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第94号）（保健福祉局保健衛生推進室健康増進課）

京都市健康増進センターの利用者の拡大を図るため、京都市健康増進センターの健康度測定のために供する部分及び診療所としての事業のために供する部分の休所日を次のとおり変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
日曜日、土曜日、1月1日から同月4日まで、6月の第4火曜日からその週の木曜日まで及び12月28日から同月31日まで並びに市長が定める日	日曜日、月曜日、1月1日から同月4日まで、6月の第4火曜日からその週の木曜日まで及び12月28日から同月31日まで並びに市長が定める日

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第94号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1休所日中の欄中「土曜日」を「月曜日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)